

御幸公園梅香事業推進会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 御幸公園梅香事業実施要綱第4条に基づき、御幸公園梅香事業（以下「梅香事業」という。）を地域住民とともに協働して推進するため、御幸公園梅香事業推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域との協働事業の検討
- (2) 学校との連携事業の検討
- (3) 梅林の保全に関する意見集約
- (4) 梅林の活用に関する検討
- (5) 御幸地区の歴史・文化に関する調査・研究
- (6) イベント等の企画の検討
- (7) 梅の植樹に係る寄付手法の意見集約
- (8) 梅香事業に関する調査・研究
- (9) 事業報告書案の集約
- (10) その他必要な事項

(構成)

第3条 推進会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 委員長は、区長をもって充てる。
- 3 副委員長は、道路公園センター所長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 第1項に掲げる構成員のほか委員長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(推進会議)

第4条 委員長は、必要に応じて推進会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員は、推進会議に出席できないときは、その指名する者を代理で推進会議に出席させることができる。

(事務局)

第5条 推進会議の事務局は、幸区役所道路公園センターに置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めのない事項については、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月25日から施行する。

別表 (第3条関係)

	所属団体等
1	町内会・自治会
2	幸区老人クラブ連合会
3	幸区子ども会連合会
4	幸観光協会
5	幸区スポーツ活動連合振興会
6	企業
7	市立小学校
8	教育委員会
9	区長
10	道路公園センター所長